日韓国際シンポジウム 「法曹養成教育の現状と課題 |

本間 一也・加藤 智章

本稿は、2008年10月25日に本学で開催されたシンポジウムの内容を再現したものである。本シンポジウムは、本学の国際交流協定校の1つである仁荷(インハ)大学(大韓民国)法学部および社会科学部のスタッフを招いて、本学大学院実務法学研究科および法学部共催で開催された。当日は、コメンテーターとして、中川深雪氏(法務省大臣官房司法法制部参事官)および宮城哲氏(弁護士・琉球大学大学院法務研究科准教授)の両氏をお迎えした。

本シンポジウムの第一部では、わが国と同様に司法制度改革の一環のなかで誕生した大韓民国の法律専門大学院を中核とする新しい法曹養成制度の設立経緯、制度の概要、準備状況等について、わが国の制度との比較の中で報告がなされ、第二部では、大韓民国において法律専門大学院設置大学で行われる法学部廃止後の学部の将来計画、今後の学部段階における法学教育のあり方が報告された。いずれの報告内容もわが国の法曹養成教育の現状と課題を検討するうえで有益である。

\Diamond \Diamond \Diamond

【司会】 ただいまから日韓国際シンポジウム「法曹養成教育の現状と課題」を始めさせていただきます。私は、司会を務めさせていただきます沢

田克己と申します。よろしくお願いします。

それでは、まず、本間一也新潟大学大学院実務法学研究科長よりごあい さつを申し上げます。

【本間】 一言ごあいさつ申し上げます。まずは、仁荷大学の皆様、新潟 大学にようこそおいでくださいました。心から歓迎いたします。ロースク ール開設の準備でお忙しい中、多数のスタッフをお迎えすることができた ことを大変うれしく思っております。

また、本日はお忙しい中、法務省から中川さんにおいでいただいております。中川さんは、日本の法科大学院の制度設計に関与されたお一人です。本日最初にご報告いただくキム先生も、韓国のロースクールの制度設計に関与されたお一人だと伺っております。さらに、もうお一方、弁護士であり、また、琉球大学の実務家教員としてもご活躍の宮城先生にもお越しいただきました。本日ご出席の仁荷大学のスタッフの中には、検察官出身のリー先生もいらっしゃいますし、キム先生も弁護士としてもご活躍と伺っております。その意味で、今回おいでいただいたスタッフは、まさに本日のシンポジウムのテーマにふさわしい方々だと思っております。

私どもと仁荷大学とは、全学間の交流協定の締結に続いて、今年の3月に部局間の交流協定を締結いたしました。その記念のために今回、皆様方をお迎えしてシンポジウムを開催することにいたしました。本日のシンポジウムのテーマは2つに分かれており、第一部は、ロースクールを中心とした法曹養成制度の現状と課題ということでございます。また、第二部は、ロースクール設置後の学部法学教育のあり方ということです。韓国ではロースクール設置大学は法学部を廃止しなければならないということですが、日本は法学部を残したまま、新たな法学教育をやらなければいけないという課題を抱えています。本日はこの2つのテーマで自由なディスカッションができればというふうに思っております。皆様方のご協力をお願いいたします。私からのご挨拶は以上です。

【司会】 それでは、引き続きまして、参加者のご紹介を申し上げたいと

思います。まず、仁荷大学の方々からご紹介申し上げます。できれば一言 ご挨拶いただければと思います。

では、まず、キム・ヨンホ仁荷大学社会科学部前学部長でいらっしゃいます。

【キム・ヨンホ】 新潟大学のスタッフとお会いするのは2回目ですけれども、10年以上の友人のように歓迎していただいて本当にありがとうございます。きょうは有益で、かつ楽しいシンポジウムになればと思います。どうもありがとうございます。

【司会】 次に、キム・ミンバエ仁荷大学法学部長でいらっしゃいます。 【キム・ミンバエ】 3月に仁荷大学で新潟大学の先生方にお会いできた後、きょうまたお会いできて本当にうれしく思います。よい機会を与えてくださいました本間大学院実務法学研究科長、それから加藤法学部長、真水先生に感謝、御礼を申し上げます。

現在、韓国ではロースクール第1回目の入学者選抜が進行中であります。 仁荷大学としても日本の経験を学ぼうと、これまで甲南大学、立命館大学、 それから中央大学、そしてもちろん新潟大学も含めていろいろな大学の経 験、そして日本の制度の長所は何かという点を学ぼうとしてきました。 4 年以上にわたる新潟大学の経験を我々が学ぶことができれば幸いに存じま す。どうもありがとうございました。

【司会】 次に、キム・レンフォ仁荷大学国際センター長、社会科学部教 授でいらっしゃいます。

【キム・レンフォ】 私は、社会科学部の所属でありますが、国際交流関連の仕事をやっております。新潟大学は仁荷大学の最も親しい大学であり、これからも活発な交流ができることを希望しております。きょうのシンポジウムもそのようなことの一貫であると思います。ロースクール、そして社会科学分野でのこれからの交流の活性化を期待いたします。きょうはお招きいただきまして本当にありがとうございました。

【司会】 次に、キム・インホェ仁荷大学法学部教授でいらっしゃいます。

【キム・インホェ】 最初の報告者を務めさせていただくキム・インホェ と申します。仁荷大学のロースクールの出発するにあたり、本日のシンポジウムが、今後の両大学間で活発な交流が行われる契機になることを期待します。

【司会】 続きまして、リー・ヨジュン仁荷大学法学部准教授です。

【リー】 きょう、討論を務めさせていただくリー・ヨジュンと申します。 新潟は私にとって初めての場所ですが、たまたまキャンパスで学園祭が行 われておりましたので、興味深く拝見しました。韓国ではロースクール制 度がこれからスタートいたしますが、われわれ関係者はいろいろなことで 悩んでいます。本日は、日本からいろいろなことを学ぶことができればと 思います。

【司会】 次に、ウォン・ヒョエウォック仁荷大学法学部教授でいらっしゃいます。

【ウォン】 私は、仁荷大学で刑事法を担当しているウォン・ヒョェウォックと申します。私も新潟は初めての訪問ですが、空気がよく、風景もすばらしく、ここは先生方の研究には本当に良い環境だと思います。新潟大学には仁荷大学から留学している学生もいると思いますが、学生だけでなく、教員たちの交流も活発になればと思います。どうもありがとうございます。

【司会】 次に、ソ・ヘーソック釜山大学法学部准教授でいらっしゃいます。本日は通訳をお願いしております。

【ソ】 通訳を務めせていただくソと申します。私は、日本留学の経験がありまして、一橋大学で民法を勉強しました。しかし、韓国に帰国して1年ちょっとたっているのですが、こんなに早く日本語を忘れるものなのかと実感しております。きょうは日本語がなめらかに話せない部分があるかもしれませんが、皆さん、よろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、日本国内のお客様をご紹介申し上げます。

まずは、中川深雪法務省大臣官房司法法制部参事官でいらっしゃいます。

【中川】 法務省の司法法制部参事官をしております中川と申します。よろしくお願いいたします。私は、もともと検事をしておりますが、平成10年から法務省の仕事もしております。その関係で新しい法曹養成制度、今回のロースクール制度の立ち上げの時期に関与しておりました。その関係で、平成16年の法科大学院の立ち上げの時期に3年間、実務家教員ということで、この新潟大学の法科大学院で教育を担当いたしました。その後、今は、法務省において、法科大学院制度を含む法曹養成制度に関する制度設計についての仕事をしております。

日本の法科大学院制度は、今年で5年目を迎えておりますが、やはり数年たちますといろいろな課題点が見えてきております。現在、法務省と文部科学省におきまして、制度設計全体における見直しを図っているところです。その意味で、これから始まります韓国におけるロースクール制度も、私どもとしてはどのようなものになるのか非常に興味があります。きょうはいろいろと勉強をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【司会】 次に、宮城哲弁護士、琉球大学大学院法務研究科准教授でいらっしゃいます。

【宮城】 沖縄で弁護士をしております宮城です。私は、沖縄県にある琉球大学の法科大学院で設立の平成16年から実務家教員として、民事系の実務基礎科目と民法を教えております。また、日弁連の法科大学院センターという委員会の委員もしており、日弁連から法科大学院等関係機関に対するさまざまな提言とか支援をすることにかかわっております。

本日は新潟大学と仁荷大学がそれぞれ日本、韓国における法曹養成教育の現状と課題について話し合う機会に参加させていただくということで、 大変光栄に思っております。よろしくお願いします。

【司会】 次に、山田好秋副学長、国際センター長でいらっしゃいます。

【山田】 ようこそ新潟大学へ。国際担当副学長として一言ご挨拶申し上げます。この前、仁荷大学の学長に来ていただき、そしてこのたび新潟大

学の学長が仁荷大学にお招きいただきまして本当にありがとうございます。 新潟大学と仁荷大学が、このように緊密な関係を持ってこれからも発展していくことを期待いたしまして、私は分野がちょっと違うのですが、きょうはこのシンポジウムに参加させていただきました。この二大学のますますの緊密な交流のために私に何ができるかを、きょうはじっくり考えていきたいと思います。

【司会】 どうもありがとうございました。

それでは、本日の第一部に入っていきたいと思います。基調報告といた しましてキム・インホェ教授にお願いしたいと思います。本日の配付資料 をご参照になりながらお聞きいただければと思います。

では、よろしくお願いします。

【キム・インホェ】 本日は、韓国の法学専門大学院制度の導入過程についてご報告いたします。

韓国では、来年の3月から法学専門大学院が開設されますが、1995年から新しい法曹養成制度に関する議論が始まりました。それ以後、約10年間の議論の後、法学専門大学院制度が導入されることになりました。1995年から韓国の政府や法曹界、法学界、市民社会などは法学教育や司法試験の問題点を解決するためのさまざまな方法を検討し始めました。その過程で、韓国の独特な問題点を解決するための最善の方策として、法学専門大学院制度を導入することになりました。この議論の中で、日本のように法学部の存置、司法研修院の存置もまた検討の対象になりまして、有力な提案の中の一つでした。しかしながら、日本のような制度は採択せず、法学専門大学院を設置する大学は、法学部など、法学に関する学位課程を廃止すること、司法試験を資格試験である弁護士試験に変更すること、そして、司法研修院を廃止し法曹養成機関としては法学専門大学院だけを導入することが最終的に決定されました。

法学専門大学院制度を導入するに当たって、「司法改革委員会」が主導 的な役割を果たしましたが、それ以前の議論について簡単にご説明いたし ます。

1995年の金泳三大統領の政権時代に、「世界化推進委員会」で初めてロースクール制度が議論されることになりました。それから、1998年の金大中大統領の政権時代に「新教育共同体委員会」が「法学教育制度研究委員会」を設置し、後に同委員会が法学専門大学院制度の導入を大統領に提案いたしました。この提案は法学部を存置する案でしたが、採択されるまでには至りませんでした。そして3番目として、1999年に、「法学教育改革共同委員会」が2つの案を提案いたしました。一つは法学専門大学院案、それからもう一つは法律大学院案でした。後者は法学部の教授たちが中心となって立案したものでした。そして4番目として、1999年に大統領の諮問機関である「司法改革推進委員会」において韓国司法大学院案が採択され、大統領に提案されました。

その後「司法改革委員会」が設置されるまでの議論は、アメリカ型の法 学専門大学院を導入することに相当否定的なものでありました。そこでは、 積極的に法学教育を行うための新しい機関を設立するとしても、アメリカ 型の法学専門大学院を導入するよりは、法学教育の充実化という名のもと で法学部を存置し、学部の法学教育を強化させようとする意見が有力でし た。

このような議論の後、2003年に法曹界のみならずNGO団体等各分野の代表から構成される「司法改革委員会」が設置され、法曹養成を含めた司法改革全体について議論が始まりました。「司法改革委員会」が取り扱った主要テーマをご紹介いたします。最初に大法院、つまり、最高裁判所です。大法院の機能や構成、次に法曹一元化、3つ目が法曹の養成方法、4つ目が国民の司法参加、5つ目が司法サービス及び刑事司法のあり方、そして追加テーマとして裁判記録及び裁判情報の公開、懲罰的損害賠償制度、公益訴訟、つまり国家が、経済的弱者である多数の消費者に代わって企業を相手に行う訴訟です。さらに効率的な紛争処理制度、ADRなどです。

「司法改革委員会」は、包括的、巨視的、そして総合的な立場から司法

改革を論じました。たとえば、法曹一元を実現するためには既存の司法研修院体制を改革しなければなりませんが、そのためには、まず法学専門大学院制度を導入する必要性がありました。そして、法学専門大学院導入論は、国民の多様な要求に応え司法サービスを向上させるために法学専門大学院が必須であると主張しました。

続きまして、新しい法曹養成制度導入の背景についてお話しします。第 1の背景としては、既存の法曹養成制度の問題点を挙げることができます。 これまで韓国の法曹養成制度の中心は、国家による試験を通じた法曹の選 抜であったと言えます。司法試験を強く意識する結果、まず法学教育が荒 廃するという弊害があらわれました。

次に、従来の司法試験制度には受験資格や受験回数に制限がないため、 誰でも、何回でも受験することができ、過度な競争や、受験生が長期間司 法試験を受験し続けるというような弊害があらわれました。

3つ目は、司法研修院の弊害です。司法研修院では、法曹を養成する総合研修が実施されますが、研修の重点が裁判官と検察官の養成に置かれておりました。そのため、国際化に対応する能力をそなえた弁護士や専門分野に強い弁護士を養成するうえで、研修院の教育体制は脆弱なものだったのです。また、司法研修院という一つの機関で教育を受けることによって研修生の間に法曹としての仲間意識が形成されることになるわけですが、このことが逆に馴れ合い意識をも生みだし法曹のスキャンダルへと発展する根本的な原因の一つであるとの批判もありました。

司法試験制度に基づく法曹養成制度のこうした問題点を解決するためには、「国家主導の試験による法曹選抜」を「民間主導の教育による法曹養成」へと転換させる必要があったわけです。

ロースクール制度導入の2つ目の背景として、多様で競争力のある法曹を養成する必要性ということが指摘できます。現代社会は、グローバル化、国際化を一つの特徴としています。法曹もまたグローバル化、国際化する時代の流れと歩調を合わせて、多様な分野・国際社会で競争できる専門的

な法曹にならなければなりません。しかし、韓国の司法試験制度による従来の法曹養成制度はこうした要請に応えがたい構造であるという批判がありました。すなわち、法律学以外の学問分野の知識、たとえば人文科学、自然科学に関する教養や知識が欠如した状態で司法試験に合格した者には、社会の多様な現象に適応できる応用力、創造力が不足しているし、司法研修院もまたこうした資質・能力を涵養する教育を実施していないという批判でした。

そこで、国際的な感覚と専門的な知識を備えた法曹を養成するために法 学専門大学院制度を導入すべきであるという主張がなされるようになった わけです。しかし、「司法改革委員会」では、法学専門大学院制度の導入 について批判がありました。

まず、法体系の相違という観点から、アメリカのロースクールを成文法 方式、大陸方式を採る韓国にそのまま導入することには無理があり、また アメリカのロースクールのように3年間で法律学の専門的知識の習得を図 ることは困難であるという批判でした。これに対しては、法体系の相違は 法学専門大学院制度の導入の障害となるものではなく、また、法学専門大 学院に入学する者は4年間の一般大学課程で思考力や教養知識を習得して いることから、3年間の集中教育で専門的な法律学の知識を習得すること は可能であるという反論が出されました。

2つ目の批判は、法学専門大学院制度を導入すると学部教育が荒廃することを憂慮する立場から、すべての学部の学生が法学専門大学院の進学を目標に授業を受けることになると、学生が学部の専門科目に関心を持たなくなり学部教育自体が荒廃するのではないかという批判でした。これに対しては、法学専門大学院の入学者選抜において学部の成績を重視するようにすれば足り、またそのようにすることが、むしろ学部教育の正常化に寄与するのだという反論がありました。その結果、法学専門大学院の入学者の選抜に際し法律学に関する専門的知識を問うことが禁止されました。

3つ目の批判として、教育費の負担増加や、法曹の増員が法曹職域への

参入障壁となるという観点からのものでした。これに対しては、法学専門大学院の入学者選抜に特別選抜を儲けるなど入学者選抜方法を工夫したり、奨学金やローン制度の整備などで対応可能であり、また法曹の職域を拡大していくことが必要であるという反論がなされました。

4つめの批判は、教育の浪費、教育期間の長期化という観点からのものでした。これに対しては、法曹を養成するための充実した教育を行うことは教育の浪費とは言えず、また現在の司法試験合格者の平均年齢と比べても教育期間が長期化するとは言えないという反論が出されました。

次に、司法改革の象徴としての法学専門大学院という問題に話題を移します。韓国は、すでに申し上げたように、1995年から法曹養成制度を中心とする司法改革の方法を模索してきました。しかし、法曹界の反対のために司法改革を完了することはできませんでした。これに対して2003年からの「司法改革委員会」主導による司法改革は、これまでの数回にわたる失敗の経験を踏まえて始まったものであり、かつ、国民的関心も高かったため、必ず成功させなければならないという気運が高まったのです。このような中で、法曹養成制度の改革が司法改革の核心であって、国民の中ではこれが司法改革の事実上の象徴でした。

やがて、今まで司法改革の過程で法学専門大学院制度に反対してきた大法院が、賛成する立場に変わり、このような立場の変化が法学専門大学院制度導入に向けて事実上決定的な役割を果たしました。その後、法務部――日本の法務省にあたります――も法学専門大学院制度の導入に賛成することになり、「司法改革委員会」では導入賛成派が多数を占めるようになりました。実は、大法院が立場を変えることになった背景には2003年に生じた大法官――大法院の裁判官ですが――の任命要請事件がありました。この事件は、2003年から始まる司法改革の動きに弾みを与えたものでもありました。従来、法官――裁判官のことですが――の最終的昇進の地位とされてきた大法官に任命された裁判官たちが、同質的であまりにも保守的な者から構成されているため、社会的弱者や少数者の立場を司法に充分

に反映させることができないという批判がありました。そこで、市民団体をはじめとする多くの国民は、大法官の任命過程に市民社会の多様な意見や価値観を反映させることを大法院に要求しました。裁判所の内部においてでさえ、裁判官拝命時期や序列により、特定の人脈からなる裁判官一色で大法院が構成されることに反対する法官、つまり裁判官たちもいました。しかし、大法院は、大法官候補者について諮問委員会で3名だけを推薦しその中の1人を大統領に指名することにより、事実上、国民の要求を拒絶しました。以後、大法院に対して厳しい批判が続けられました。大統領は、大法院が指名した候補者を大法官として任命しましたが、大法院との間で共同で司法改革を推進することに合意いたしました。

このように、大法院としては仕方なく司法改革過程に参加することになったという側面があります。しかしながら、司法改革が始まった以上は、司法改革過程で国民の要求に応えることができない場合には、永遠に司法不信を克服することはできず、国民だけでなく司法府内部からさえも阻害されるという可能性が高くなりました。そして、大法院も長い実務の運営過程で法学専門大学院制度について研究してきており、司法制度改善策についても検討をしてきていたという点も指摘しなければなりません。大法院は、蓄積された研究成果に基づいて、「司法改革委員会」の議論の中で法学専門大学院制度の導入を積極的に提案し、他の案件についても活発に意見を述べました。

続きまして、韓国の新しい法曹養成制度に話題を移します。韓国の法学専門大学院制度は、法学専門大学院を修了した者のみが弁護士試験を受験することができ、弁護士試験に合格した後は、司法研修院のような国家機関による研修は実施せず、職域別に分離して実務研修が実施されることになっています。法学専門大学院は、日本の文部科学大臣にあたる教育科学技術部長官によって、「法学教育委員会」の審議を経て認可されます。法学専門大学院を設置した大学は、日本とは異なり、法学に関する学位課程を廃止しなければなりませんし、法学専門大学院の教育課程も、法律学の

基礎的学識を有するかどうかを問わず、単一の3年課程です。

法学専門大学院の設置主体は大学の設立者です。大学の設立者は、大学院の設置申請を行い、「法学教育委員会」の審議を経て、教育科学技術部長官の認可を得た後、法学専門大学院を設置します。

法学専門大学院の入学総定員は、教育科学技術部長官が最終的に決定するのですが、法曹の養成に関与している法院の行政所長、法務部長官と協議した上で決定します。大韓弁護士協会や韓国法学教授会の長などは意見を提出することができます。教育科学技術部長官は、入学総定員をあらかじめ国会所管の「常任員会」に報告しなければなりません。個別の法学専門大学院の入学定員は150名を超えることができません。

法学専門大学院の設置認可、廃止や変更、個別法学専門大学院の入学定員に関する事項などを審議するため、「法学教育委員会」設置されましたが、その委員の数は13名となっています。

法学専門大学院の設置基準によれば、法学専門大学院は少なくとも20 名以上の教員を確保しなければなりません。それから、学生12名当たり 教員1名を確保しなければなりません。

先ほどお話ししたように、法学専門大学院の修業年限は3年以上ですが、教育課程は、90単位以上の修士学位課程です。学則によっては、博士課程を置くこともできます。法学専門大学院の学位は専門職の学位です。そして、学位を授与しない研究課程も置くこともできます。博士課程や研究課程の入学定員は、法学専門大学院の入学定員には含まれません。博士課程や研究課程の修了者には、弁護士試験の受験資格は与えられません。

韓国の法学専門大学院には、――これも日本とは異なる点ですけれども ――日本の法学既修者というカテゴリーは存在しません。教育課程は、単 ーで3年課程だけです。学生の構成を多様化させ、かつ、専門的な法曹養 成を目的とするためには、日本の既修者コースのような短縮型の教育課程 を置くべきではないと判断されました。こうした課程を設けると志願者が 短縮型コースに集中する可能性があるだけでなく、法学専門大学院制度導 入の理念を損なうことになるとの判断からです。学生の選抜は、学士の学位を取得した者を対象として、一般選抜と特別選抜の二とおりの方法で行われます。志願者の学士課程における成績、適性試験の成績、外国語能力を入学者選抜の参考資料として活用しなければなりません。また、社会的活動や奉仕活動に対する経歴などを考慮することはできますが、法律学に関する知識の有無を判定して、その結果を入学者選抜の資料として活用することはできません。

次に、法学専門大学院の認証評価のために大韓弁護士協会に11人の委員で構成される「法学専門大学院評価委員会」が設置されます。同委員会は評価結果を当該の大学に通知するとともに、教育科学技術部長官に評価報告書を提出します。教育科学技術部長官は、これを参考に当該法学専門大学院に対して必要な措置を講じなければなりません。

また、教育科学技術部長官は、当該法学専門大学院が、その設置・運営に関する法律や教育関係法に違反した場合、当該法学専門大学院に是正を命令することができます。正当な理由なく同命令の内容を履行しない場合には、当該法学専門大学院は、入学定員の削減、学生募集の停止などの処分を受けることになります。

次に、現行司法試験は廃止され、弁護士試験が新たに導入されます。弁 護士試験の受験資格は、法学専門大学院の修了者だけに与えられます。

また、日本では司法研修所が残っておりますが、韓国の新しい制度では、司法研修院が廃止されます。弁護士試験の合格者に対する研修は、先ほどお話ししたように、職域別に分離した形で実施される実務研修が予定されています。

次に、これも先ほどお話ししたことですが、韓国の新しい制度では、法 学専門大学院を設置した大学は、法学部など法学に関する学位課程を廃止 しなければならないことになっております。最終的にこうした結論に至る までにはその過程で多様な議論がなされました。そこで、この議論を簡単 にご紹介いたします。 法学部廃止論は、まず、従来の法学部では法学教育が十分にできていないことから、法学部は法曹養成教育を担うことができないということを指摘しました。「司法改革委員会」の当時の調査によると、2002年4月現在、全国の法学部91校、入学総定員1万1,390名、専任教員数921名、1大学当たりの専任教員数はわずかに10名でありました。そして、学生の学力において大学間の偏差もさることながら、地域間の偏差も甚だしく、司法研修院生の実に89%がソウル地域所在の大学出身者でありました。法学部廃止論は、一言で申し上げますと、法学部の過剰な入学定員、人的・物的体制の不備、学生の学力偏差、過剰な法学部数が、法学部教育の衰弱をもたらしているということを根拠に法学部の廃止を主張し、法学教育の充実化を図る場として法学専門大学院の設置を求めたといえます。こうした法学部廃止論はその後多くの支持を集めるようになりました。

さらに、法学部廃止論に与する次のような見解が主張されました。すなわち、法律学はそれ自体総合的な学問であり、日々、複雑で、多岐にわたり、専門化している社会現象や紛争を解決するためには、学部での専攻分野に基づく豊富な教養を前提に、大学院レベルで法律学を教育することが望ましいというものです。

また、法学教育や弁護士分布の地域間偏差をどのように克服するかも重要な課題であり、こうした課題の解決において法学専門大学院制度は効果的であるという考え方も新制度導入の原動力の一つでした。

さらに、法曹一元の全面的な実施も、法学部廃止論の論拠の一つとされました。「司法改革委員会」は、法曹一元化を実現すべく、2012年まで新規任用される法官の50%を、経歴5年以上の弁護士から任命することを決定いたしました。現在、大法院はこれに基づき、弁護士の中で新規の法官を任命しています。司法改革の議論の過程で司法研修院は多様な批判の対象となりましたが、その一つとして、司法試験合格者を例外なく司法研修院で2年間教育することは、法曹界のスキャンダルの根本原因になっている法曹の同僚意識や閉鎖的な集団意識を形成する土壌となっているとい

う批判がありました。法曹の構成を多様化する必要性が指摘され、そのために法学部を廃止して多様なバックグランドを有する人材を対象として法学教育を行うべきであるとされたのです。

司法改革委員会の中で他の提案がありました。特に、法務部が当初提案していたのは、法学部卒業者にだけ入学資格を与える「国立法学専門教育院」案でした。しかし、こうした案に対しては、多様なバックグランドを有する人材を対象とした法学教育の必要性という観点からの批判が強く、またすでに述べた法学部教育の現状を改善することなく、法学部出身者だけを対象に法律学の専門教育を実施することは、法学教育課程を正常化することができないだけでなく、多くの受験者が現在と同じ暗記型の受験勉強を継続することになるという問題点が指摘されました。なお、法学部の廃止論に対しても批判がありましたが、これは主要なものではありませんので省略させていただきます。

それでは、時間の関係で、結論に入ります。韓国の法学専門大学院制度は、法学部および司法研修所の存置、それから予備試験制度の運用、法科大学院課程の二元化、すなわち法学未修者と法学既修者という区分などを特徴とする日本の法科大学院制度とは異なり、単一の法曹養成体制を特徴といたします。韓国の法学専門大学院は、多様な学問分野を専攻した人たちを入学させ、集中的な法律学教育を通じて、多様な法的需要に応えることができる専門的な法曹養成を目標とするため、日本と異なり、法律学に関する学位課程を廃止し、既修者コースや未修者コースのようなコースを置かなかったのです。

以上で報告は終わらせていただきます。

【司会】 ありがとうございました。

それでは、これからディスカッションということでございますが、議論の司会は本間研究科長のほうにお願いしたいと思います。よろしくお願いいします。

【本間】 大変有意義なご報告でございまして、皆さん方から質問等ござ

いますでしょうが、最初に私どものほうから、日本の制度の現状と問題点 について四ッ谷有喜准教授より若干報告させていただいた後にディスカッ ションに移りたいと思います。

【四ッ谷】 キム先生、非常に膨大な量の情報をコンパクトにまとめてくださり、どうもありがとうございます。

お話を伺っていまして、制度導入前後の議論がかなり類似しているにも かかわらず、導入された制度自体は、日本と韓国で異なっていることに非 常に驚いております。

さて、日本の現状についてですが、私たちの制度自体については、先生 方もご存じであるようですので、導入後5年を経過した現在、日本の法科 大学院制度がどのような問題を抱えているかということを中心に少しお話 をしたいと思います。

ご存じのように、日本では法学既修者のコースがございますので、2006年に第1回目の司法試験が実施されまして、現在までに3回の新司法試験が行われております。その意味では、新司法試験に合格をし、実務につくようになった人というのは、まだ1期生しか出ていません。したがって、新しい法曹養成制度に基づいて養成された法曹の質を現時点で問うことが正しいことかどうかということには疑問があります。おそらく韓国でも同様のことが起こるかとは思われますが、新しい制度に対しては批判がつきものです。

まず、法科大学院制度自体に対する批判について目を向けてみますと、 韓国とは異なり、総入学定員数が制限されなかった日本においては、新司 法試験の合格率が低いということがかなり批判の的になっております。 つぎに、法科大学院修了者に対しては、従前の試験による選抜を通じて法 曹になった者と比較して、例えば法律の基礎的な知識が欠けているという 批判がなされております。すなわち、法科大学院教育内容・方法、これを 私たちは手探りの中でかなり頑張っていると思うのですが、これに対する 批判がなされています。 もちろん、現状の中で、私たちの教育内容・方法にも改善点がないわけではないと思っています。このことは韓国の状況について聞いてみたいところなのですが、よい教育を行うためには、よい教育方法が必要であり、かつ質の高い教員が必要です。教育の質の確保なり、教育方法の改善のためには、教員自身が、日本ではファカルティーディベロップメントと言われますけれども、教育のための教授方法の話し合いであるとか開発であるとかといったことが必要不可欠になってきます。このような取り組みというのは、従前の大学では必ずしも活発でなかったものであり、現在、法科大学院における教授方法の開発、そしてそれに関する議論をどのように喚起していくかということが、私たちにとって大きな問題の1つです。

もう1つは、これは韓国でもおそらく起きる問題なのではないかと思いますが、教員養成の問題がございます。従来、教員養成を担っていた大学院博士課程が法科大学院制度導入によって大きく変更されたことで、今後、法律学の研究者や法科大学院の教員がどのようにして養成されるべきなのか。これは法科大学院における教育と連続して考えなければならない問題であり、現在、私たちもようやくこの問題点の深刻さに気づいたというのが正直なところです。この点については、今は顕在化していないものの、将来、大きな問題としてとらえるべきであると思います。こうした問題について、韓国においてどのような認識がなされているかというところはぜひ伺ってみたいところです。

個人的にはもっとたくさん質問したいことがありますが、時間の関係で、 私からはこの程度にさせていただきたいと思います。

【本間】 それでは、ただいまの報告に対して、何かコメントがございま したらお願いしたいと思います。特になければ後で。

【キム・インホェ】 討論の中でコメントを一緒に行いたいと思います。

【本間】 わかりました。

【リー】 日本側から問題提起された点、それから韓国側に対するご質問 事項を中心にお話しいたします。 法学専門大学院制度を導入する背景の1つとして、韓国では、法曹、特に弁護士が特権的な存在としてとらえられており、一般庶民が安い費用で法的サービスを利用することができなかったという点があります。そのために、弁護士の数を増加させ、多様で専門的な法的サービスを市民に提供しなければならないという要請があったというように考えております。しかし、法学専門大学院制度に関する議論は、入学者の総定員数をどのくらいに設定するか、それからどの大学に設置を認可するかという点に集中されたため、教育内容・方法、特に実務教育をどのように実践するかという点についてはあまり議論されないまま、法学専門大学院の開設を迎えてしまったところです。したがいまして、多様で専門的な法的サービスを提供できる法曹を本当に養成できるかという点については、正直なところ、疑問を持っております。

法学部を廃止することにつきましても、法学の知識が全くない学生を対象にして3年以内に実務や理論を全部マスターさせることが本当にできるのかという点で批判もあります。また、法学専門大学院を修了しても弁護士試験に合格しなければなりませんので、カリキュラム上、試験科目となる一部の科目が集中的に採用され、多様な科目の開設ができず、特に実務的な科目の教育が十分に実施されなくなることを憂慮する声もあります。

法学専門大学院制度が実施されますと、これまで以上に多数の弁護士が 誕生することになります。韓国の弁護士市場は、現在でも非常に激しい競 争の中にあると言われておりますので、今後はこうした競争がより激しく なると思われます。そういった点では、弁護士の就職問題も現実問題とし て表面化してくるのではないかと思っております。しかし、長期的に展望 いたしますと、弁護士の職域が拡大され、政府や民間企業などの需要が拡 大するように思います。もっとも、そうなりますと、今後の弁護士には今 までのような社会的な地位や所得が保障されなくなるとも言えると思いま す。

さて、先ほどの日本側のお話に対するコメントを簡単に申し上げます。

ロースクールおいて質の高い教育を行うために、新しい教育方法を開発しなければならないという先ほどのご指摘については、我々も共感しています。従来の教員の中で研究者教員は実務的な理解が足りず、逆に実務家教員は理論的な部分が弱いという面があることはそのとおりだと思います。我々も現在、新しい教材の開発に取り組んでおりますし、教授法の開発にも着手しております。専門家の実施する教授法の講義も受講しているところです。しかし、こうした取り組みは短期間で成果が出るというものではないでしょう。したがいまして、今後も試行錯誤を繰り返しながら取り組んでいかなければならないと考えています。

次に、ロースクールの教育と教員養成の問題ですが、正直、これについてはあまり深く考えたことがありません。ロースクールの教育問題にかかりきりで時間的な余裕がなかったからです。私の考えでは、ロースクール設置後でも、博士課程の設置は今までのように可能ですから、ロースクールの教員になることを希望する学生の場合には、ロースクール修了後に博士課程で教育を受ける形になるのではないかと考えております。

【キム・ミンバエ】 キム先生の報告に関連して、韓国の現状について2つほど補足しておきたいと思います。

韓国も日本のロースクールの合格率に非常に高い関心を持っております。 韓国ではいま弁護士試験法が立案中ですので詳しいことは説明できません が、法学専門大学院制度導入の理念であった国際化、多様化、専門化とい う点とは異なり、現実として法律学以外の学士課程出身者を3分の1まで 入学させなければならないという原則が損なわれるのではないかというこ とを危惧しております。最終的な入学者選抜の結果をみないとわかりませ んが、現在までの内部的な流れをみますと、韓国の多くの大学で法学部出 身者を選抜するような結果となっているようです。

2つ目として、教員養成の問題についてお話しします。最近、大法院が、 現職の法官をロースクールに派遣することについて各大学にアンケートを 実施しました。その結果はまだ公表されていませんが、一般に、実務家教 員は現職法官の派遣には反対であり、研究者教員は賛成するような形になっております。私の個人的な考えですが、研究者教員については、外国で学位を取得した者の中から選考していくということが当分の間は続くのではないかと思っております。それから、実務家教員の問題は、先ほど申し上げました派遣問題である程度は解決するのではないかと予想しています。

【本間】 どうもありがとうございました。

今までのお話等で、我々が関心を持ちながらもあまりよくわからなかった韓国の新しいシステムの導入までの議論、現在の問題点等が明らかになり、また我々が参考にすべきだと考えられるところも多々あったかと思います。特にテーマ、順序を設定せずにフリートーキングでやりたいと思いますので、ご質問等がありましたら、どうぞ自由にご発言してください。

【本間】 では、鯰越溢弘教授お願いします。

【鯰越】 基礎的な知識がないので、いくつか基本的な質問をいたします。 現行司法試験の合格者というのは年間何人ぐらいであり、新しい弁護士試 験ではどれぐらいの合格者数が想定されているのかということをまずお尋 ねしたいと思います。

【キム・インホェ】 現在の司法試験では、年間1,000名が合格しています。 それから、新司法試験では、弁護士試験法がまだ成立していませんけれど も、法学専門大学院修了者の約70~80%ぐらいが合格することを予定し ております。

【鯰越】 韓国においてはロースクールの入学者の総定員が約2,000名ですよね。そうしますと、今の1,000名から1,500名以上の合格者を出すということになりますが、かなりの修了生が新司法試験に合格できるということになるわけです。この点が日本と大きく違うところでして、日本の場合は、今年度の新司法試験合格者が約2,000名であり、近い将来に3,000名まで合格者を増やすという計画ですが、この計画自体がいま大きな反対に直面しております。特に、多くの弁護士会からは、3,000名に合格者を増やすことが、弁護士数の過剰を招き、収入や就職口の減少問題が起こり、弁

護士の経済環境を悪化させるという批判が一番大きな批判として出てきているわけですが、韓国の弁護士会からは、弁護士の増員に対する批判というのはないのでしょうか。

【キム・インホェ】 韓国の弁護士会はもともとこの制度自体に反対する立場でしたが、「司法改革委員会」での議論の中で、すでにお話ししたような法曹の増員を図るということでコンセンサスが形成されました。「司法改革委員会」での議論では、入学者の総定員については、当初、新司法試験の合格者数を現行司法試験とほぼ同数と想定したうえで、修了生の7割から8割程度が合格するという前提で1,200名からから1,300名ぐらいとする意見が多数意見を形成しており、こうした想定に基づく入学者総定員数の制限を設けるべきではないという立場は少数でした。しかし、結局、教育部が国会に提案する中で最終的に2,000名の入学者総定員が決まったといういきさつがあります。

弁護士会は依然として反対の立場であると考えております。現在、弁護士試験法案の検討がなされておりますが、こうした審議の中で、弁護士会はこのような自分たちの立場を反映させようとしているのだと考えています。

【本間】 ありがとうございました。

それでは他にいかがでしょうか。なお、本日はソ准教授という非常に有能な通訳をお迎えしておりますが、混乱を避けるために、ご発言に際しては、なるべく短いセンテンスでわかりやすくお話しいただければと思います。

【中川】 韓国の法学専門大学院制度について、非常にわかりやすい説明 で勉強になりました。ありがとうございます。 2 点お伺いしたいことがあります。

1点目は、入学試験のところで、法学の素養を全く問わないということ なのですが、日本では法曹としての適性を見る必要があるということで適 性試験というものを実施しておりますが、韓国ではそのような統一的な適 性をはかるような試験を導入するのかどうかについて教えてほしいと思います。

2点目は、司法試験が廃止されて弁護士試験というものになるということですが、それを所管するといいますか、実施する機関はどこになるのかという点を教えていただければと思います。

【キム・インホェ】 まず1番目として、適性試験は韓国においても全国的な統一試験として実施されます。弁護士試験も現行司法試験と同じように法務部所管になります。

【キム・ミンバエ】 適性試験に関連して1つだけ申し上げますと、韓国では、LEET制度(Legal Education Eligibility Test)というのですけれども、適性試験が本当に法曹としての適性を持った学生を選ぶことができる試験なのかについて、多くの大学関係者が疑問視しているところです。

【本間】 今の点につきましては、日本も状況は同じでして、日本の場合は適性試験が法曹としての適性をはかるのに必ずしもふさわしいものとなっていないのではないかという声がロースクール関係者の間から高まっております。要するに、適性試験の成績とロースクール入学後の成績とが相関していない、少なくとも顕著な関連性がないというという研究結果が明らかにされています。

それからもう1点、日本では適性試験を実施する団体が2つあります。 これも大きな問題となっています。その2つの団体の実施する試験の内容、 方法に必ずしも十分な共通性があるとはいえないわけです。現在、それを 1つに統合しようという議論がなされているところです。

【四ッ谷】 韓国の現状についていくつか質問いたします。特に、ロースクールを志願しようとしている学生の反応について伺いたいと思います。日本の制度でも、また韓国の制度においても、多様なバックグラウンドを持った者が法曹になるということが制度の趣旨の1つだと思います。この趣旨に沿うためには、法学部以外の学士課程でもって、法律学以外の専門領域について深い学識を積んだ者がロースクールに入学するというのが、

制度に最も忠実なあり方です。

他方で、先ほどのご報告の中でもありましたが、成文法主義の国において、アメリカ型のロースクール制度を導入することに対する批判として、3年間では法律学では学べないのだという指摘が従前からなされてきているところです。この批判が正しいとすれば、法曹を志願する者には、法学部に入って法律的な基礎を学んだ上で法科大学院に入学し、司法試験に合格をするというのが賢いやり方だというようにも受け取られるかもしれません。韓国で法曹になろうとしている者は、いずれの方向で自分の進路というものを考えていると推察されるのか、この点をぜひ伺いたいと思います。

【キム・ミンバエ】 仁荷大学は、入学者選抜に際して書類選考と面接試験も行いましたが、その結果を踏まえてお話しいたしますと、法曹をめざす学生は大まかに分類いたしまして3つに分類されると思います。最初に現行司法試験の受験を予定していたのがそのまま法学専門大学院にスライドする学生、2つ目として、公認会計士などの資格を持っている者が弁護士資格を持とうとして法学専門大学院に入学しようとする場合、3つ目として、法律学以外の学士課程を終えた多様な学問分野の学生ですが、こうした学生たちは、韓国の不安定な経済状況に不安をいだき安定したポジションである法曹をめざそうとするように思います。先ほどのご指摘のあった、専門化、国際化、多様化という法学専門大学院の目標の達成にとって、適切な学生たちが志願しているのではないかと評価しています。

しかしながら、現在、危惧していることは、3年後に実施される弁護士 試験の合格率です。もし同試験において70~80%の合格率が保証される のであれば、私はいまお話ししたタイプのうち、多様なバックグランドを 有する学生を法学専門大学院に多数受け入れるべきだと思います。しかし ながら、合格率がもっと低くなり最終的に50%程度とすると、このよう な多様なバックグラウンドを持つ学生の入学は難しくなるだろうと思います。

また、韓国の大学も日本と同じように、あるいは日本以上に序列化されているという大きな問題がありますが、一部の上位大学だけに志願者が集中することが予想されますので、大きな問題になるのではないかと思われます。さらに、おそらく合格者だけで判断する限り、法学専門大学院の2,000名の総入学定員数の中で70~80%ぐらいは特定の上位大学出身者になるものとの予想がなされています。こうした現象がもたらすであろう大学間、地域間格差の弊害も非常に大きな問題であると考えています。

【リー】 もう1つだけ付け加えさせていただきます。法学部以外の学部 出身者が法曹になるということが法学専門大学院制度の趣旨の一つですが、繰り返しになりますけれども、これは法学専門大学院修了生のほとんどが 弁護士試験に合格することを前提とした話です。1回目の試験で80% ぐらいの合格者が出ると予想はしているのですが、受験資格が修了後3回までに制限される予定ですので、最終的には50%ぐらいまで落ちるだろうと予想されます。

このような点を考えますと、学生たちは、当然ながら弁護士試験の合格に関心が集中するでしょうし、法学専門大学院の教員も弁護士試験の合格率を強く意識した教育を強いられることになるのではないかという点が危惧されている問題です。

【宮城】 せっかくコメンテーターとしておお招きいただきましたので、 私のほうからも少しコメントと質問をさせていただきたいと思います。

お隣の韓国は、制度設計にあたり、先にスタートした日本の法科大学院制度をご検討なされたのだと思います。それを踏まえて、日本と違う制度を採用したことについては、非常に興味深く聞きました。特に、法学既修者コースをとらずに、3年間で集中的に法曹を養成しようという制度を採用されたことについては、私は高く評価すべきものだと思います。日本も原則は3年間で法曹養成教育をするということになっていますが、実際には主要な法科大学院の多くは、入学定員の7割方既修者コースを採用して、実際の司法試験の合格者も既修者が多数を占める現状です。そういう状況

では、3年間で本当にしっかりした法曹養成教育をするようなカリキュラムの構築というのが、なかなか進みません。

私が所属している法科大学院は3年間のコースしかありませんので、私は、3年間でどのような法曹養成教育を行うべきかということについては、当初からかなり研究してきましたけれども、主要な法科大学院の多くは、正直なところ、既修者の合格によって一定の新司法試験合格率を残しているので、未修者教育についての議論が進んでいないように思います。

法科大学院制度がスタートして4年を過ぎて、やっと今、日弁連や文部 科学省のほうで、法科大学院教育における到達目標、コアカリキュラムと いう議論が始まりました。ただ、私は、そこで、法学を勉強しないで入っ てきた純粋な未修者をターゲットとした議論がなされているかということ については疑問があり、心配があります。

そこで、韓国の今後の教育に向けた私の個人的な意見を述べた後、韓国 においてカリキュラムに関してどのような議論がなされているかというこ とについてお聞きしたいと思います。

まず、日本での経験からは、3年間でしっかりした法曹養成教育をするということは簡単ではないと感じています。従来の法学部における教育からかなりの発想の転換をしないといけません。3年間のカリキュラムの中で、すべての教員が共通の到達目標を認識して、その中で、それぞれがその目的を達成するために必要な役割を果たせる授業を展開しなければならないということになります。それは、裏を返せば、目的を達成するという観点から教授の自由というのはある程度制限されなければならないと思います。

そこで次に質問なのですが、最初、キム先生のお話では、この法学専門 大学院制度を導入するに当たって、アメリカ式の制度を導入することに対 する批判に対して、3年間の集中的な教育で十分対応できるという意見が 出て、それが通ったというお話を聞きました。そのときに、こういうカリ キュラムで、こういう教育をすれば、ちゃんとした教育ができるという具 体的な根拠を示した議論がなされていたからこそ、反対派を押し切り、新制度を導入できたのではないかと思いました。そこで、そのときに、カリキュラム等についてどのような議論がなされたのかということをお聞きしたいと思います。

【キム・インホェ】 先ほどのリー准教授からの説明でも触れられていたと思いますが、ロースクール制度を導入するということは、以前から教育界を中心に強力に主張されていました。こうした主張の背景にあったのは、端的に申し上げますと、教育における国家主導から民間主導への転換という考え方です。法曹を要請するための教育内容・方法は民間の教育機関が決めるのだということが最初から前提にされていたとお答えできるかと思います。したがいまして、制度導入の是非をめぐる議論の過程で、アメリカのように3年間で法学専門教育が可能となるようなカリキュラムが具体的に議論されたわけではありません。

【ウォン】 法学専門大学院制度の中で一番重要なポイントの一つが、先ほどのお話でもありましたように、教育方法の開発であると思います。教材開発と関連して1つ申し上げたいことは、現在のところ、それぞれの大学が教材開発をしているところだと思うのですが、我々は5つの大学と連合で教材を開発しているところです。

私の場合、専門は刑法学ですけれども、刑法 I、刑法 II、刑訴法の3つの科目について、5大学の教員が共同で教材開発をしようという計画がいま進行中です。

既存の教科書では、法学未修者と法学部出身者とをあわせて教育しなければならない法学専門大学院の教材としては適切ではないと実感しております。そこで、現在、新しい教科書を作ろうとしているところですが、要するに、復習課題を学生に与えながら、授業でも対応できるような新しい教科書を考えています。もちろん、まだ検討会議ばかりやっていて、具体的に進行しているとは言えない状況ですが、来年1月末までには一応案を出す予定です。

ところで、1つ質問があります。日本ではこのような教材の共同開発、または単独でもいいのですけれども、開発に対する議論があったでしょうか。あったとすれば、その議論の中でどのような問題点が議論されたのでしょうか。

【宮城】 私も教材作成にはいろいろなことでかかわっています。まず、 法科大学院が始まる前に、日弁連でいろいろな教材を作成したのですが、 私もその教材作成に関与しております。法科大学院が開設された後も、い ろいろな法科大学院が連携することによって、教材を開発したという例は たくさんあると思いますし、私も一つ大きな連携プロジェクトにかかわっています。。

ただ、そこで注意すべきことは、優秀な先生方が集まって一生懸命議論 すると、教材が難しくなり過ぎるという問題があります。

純粋な未修者に教えるときには、本当に基本から考える、基本をしっかり 理解させて、基本から考えて応用できるような力を身につけさせる必要が あり、そのためには、それに相応しい内容、レベルの教材にしなければな りません。そして、教材の作成はそれを使ってどのように教えるかという 教育方法論、教授法と密接にかかわっているので、その点を意識する必要 があると思います。

ちょっと抽象的ですが、時間の関係でこの程度にさせていただきたいと 思います。

【本間】 若干補足してよろしいですか。

日本の場合は、法科大学院が開設される前に、いまお話しがあった日弁 連(日本弁護士連合会)と、法務省から、特に法律実務基礎科目の教材案 が、各法科大学院に配付されました。

また、確かに、複数の大学の教員が共同で開発したテキストが法律基本 科目を中心に何種類かが公刊されています。しかし、その評価は一般的に 低く、教科書としては使えないものがほとんどです。現在、問題となって いるのは、やはり初学者に対する適切な教材をいかにして開発するかとい う点です。

さらに、実際にロースクール用教材を作成して使ったとしても、たとえば演習用の事例問題等は一年限りであり、その問題は翌年にはもう使えません。また新たに作成しなければなりません。なぜかといいますと、その問題やその解説が流出しまして、他の学生たちにすぐに知れわたってしまうからです。したがって、教材を毎年更新していかなければならないわけです。

【ソ】 他の学生というのは、同じロースクールの他の学生ということですか。

【本間】 そうです。たとえば、2年生用にその年に使った教材は、その次の年の2年生にはもう使えないという問題です。当然ながら試験問題もそうです。

【ソ】 それは司法試験の問題ではないのですね。

【本間】 授業で使うものとして我々教員が作成した演習用の事例問題です。

【本間】 まだまだ意見交換したい問題がたくさんございますが、長時間 にわたりますので、ここでコーヒーブレイクを入れて、もし継続すべきテーマ・内容があれば次の部の冒頭で少し議論をし、なければ次のテーマに 入っていきたいと思います。

(休憩)

【司会】 予定の時間ですがよろしいでしょうか。

【本間】 先ほどお話ししましたように、まだディスカッションすべきことがございましたらここで少し時間を取りますがいかがいたしましょうか。それでは、時間の関係もございますので、ひとまず第一部をここで終えまして第二部に入らせていただきます。第二部のテーマとの関連で後にまた議論をいただく時間もとれるかと存じます。

【司会】 それでは、第二部でございます。

まず基調報告を仁荷大学の社会科学部前学部長のキム・ヨンホ教授から お願いしたいと思います。キム先生よろしくお願いします。

【キム・ヨンホ】 それでは、これから法学専門大学設置後の韓国における政治学教育の新しい動向についてお話しいたします。テーマが政治学の教育になっておりますが、日本側といたしましては、法学専門大学院設置後の法学部の組織再編問題や公務員養成教育などにおそらく関心があるのではないかと思われます。しかし、この問題については、生憎、十分な準備ができておりませんので、Q&Aの時間に説明いたしたいと思います。

韓国と日本の政治学の分野を見ますと、共通点もありますが、相違点も 非常に多くあります。まず、両国の政治学は、国家指導者養成のために政 治学教育が始まったという点において共通していますが、その歴史的な背 景は異なっております。日本の場合には、明治時代にドイツ流の国家学か ら出発しました。韓国の場合には、1945年の第二次世界大戦終了後、指 導者養成のために政治学が本格的に始まりました。

次に、日本の政治学においては歴史主義的な伝統のもとに発展してきたように思われますが、韓国の場合には科学主義の伝統が色濃く残っています。日本の場合にはドイツやイギリスの影響が強いと思いますが、韓国はアメリカの影響を強く受けました。

また、日本の場合には、60年代までマルキシズム、マルクス主義の影響が強かったように思われます。これに対して、韓国の場合には、反共産主義の観点からの政治学教育が行われてきたという点に差異を見いだすことができるように思います。

次に、日本の場合には、政治学者が基本的に国内で養成される場合が多いと思いますが、韓国では、外国で研究者としての訓練を受けた学者が多いという点が異なっているように思います。たとえば、韓国の場合には約2,000名の政治学者の約半数が外国で博士の学位を取得し、中でも約半数がアメリカで学位を取得しております。これに対して日本の場合には、約

4,000名の政治学者のうちの約100名がアメリカで博士の学位を取得したと思われます。また、研究面における国際交流の方法においても、日本の場合には、国際的なジャーナルへ論文を投稿するという方法を主として利用しているようですが、韓国の場合には主として国際会議を利用するということが大きな特徴です。

次に、政治学教育の面においても両国には大きな相違があります。日本の場合には、政治学者が法学部に所属している場合が非常に多いと思いますが、韓国の場合には、政治学者は、通常、法学部から独立した社会科学部に所属しております。日本の政治学教育は、ほとんどの場合、法学部学生に対して、「政治学」、「政治思想史」、「政治史」、「国際政治学」などの科目についての教育が行われているようですが、韓国の場合には、社会科学部の学生に対して、アメリカ式のカリキュラムに基づき、たとえば「政治分析」、「政治行為」、「政治統計」などの分野の授業を中心とした教育が行われております。

また、ロースクール制度導入以後の政治学教育をどのようにするかについては、日韓の間で対応に大きな差があるように思います。その差は2つの要因によるものと思われます。まず第1の要因として、すでにお話ししたように、政治学者が、日本の場合には法学部所属、韓国の場合には社会科学部所属という点が大きな要因であると思います。複雑な問題をごく簡単に申し上げますと、韓国の場合、政治学を学んだ学生がロースクールに進学してどの程度の数が弁護士になるかという点が問題となるでしょうが、日本の場合には、政治学者ないし政治学教育を法学部から独立させるかどうか、独立させない場合にはどのような教育を行っていくのかが問題になるのではないかと思います。

第2に、日韓の政治学者のロースクール制度導入後の政治学教育に関する関心の違いは、ロースクール制度自体の差によるものだと考えます。

両国の制度の違いはよくご存じのとおりだと思いますが、私の考えでは、 大別すると3つに分類することができるかと思います。第1に、日本の場 合には入学者総定員に特に制限が設けられず約6,000名の定員となっておりますが、韓国の場合には認可主義で、申請した74大学のうちで25大学が認可を受けて入学総定員も2,000名に制限されています。このような相違により、司法試験に関しても、日本の場合には33~48%の合格率、韓国の場合には70~80%程度の合格率が想定されています。

制度上の差異の2つ目は、日本の場合には法学既修者、法学未修者の2つのコースがあり、それぞれ2年制と3年制ということのようですけれども、韓国の場合には3年制だけだという点です。こうした差がどのような結果になるかはまだわかりませんが、私の予想としては、法学部以外の学部出身者にとって、日本よりは韓国の制度の方が少しは有利になるのではないかと思います。

制度上の第3の相違点は、入学者の選抜方法に関するものです。確かに、両国のロースクール入学者選抜方法は相当似ていると思います。しかし、韓国の場合には、従来、現行司法試験の合格者を多く輩出してきた大学とそうではない大学との間で入学者選抜に対する関心の度合いが異なるのではないかと思っております。つまり、これまで年間50名から100名ぐらいの合格者を輩出してきた有名大学の場合には、質の高い学生が当然志願してくるものと考えていることから、入学者の選抜にはあまり関心がなく、新制度のもとでもこれまでと同様に50名から100名程度は弁護士試験に合格できるものと確信しているように思います。これに対して、これまで年間10名もしくは20名~30名程度の司法試験合格者しか輩出していない大学の場合には、どのような入学者をどのような方法で選抜するかは、それが弁護士試験の合格者数に直結する問題ですので、大きな関心事であるように思います。そのため、韓国の場合には、入学者の選抜方法が日本と比較してより多様化するのではないかと思っております。

さて、ロースクール制度導入後の政治学教育のあり方についてですが、 韓国における政治学教育についての最近の動向についてお話ししたいと思 います。 最近、韓国では新しい政治学教育の方法が模索されています。その背景には、法学専門大学院制度の導入があることはもちろんですが、それ以外にも、大学教育環境の変化という側面があります。時間の関係で、5点に整理して政治学教育方法に関する最近の動向を簡単に説明いたします。

まず、従来の政治学教育は、理論を中心としていましたが、最近は実務の動向を重視した教育に変わる傾向にあります。

次に、政治学教育において、国際化と個別テーマの追求に努めているといえます。外国の大学に学生を留学生として派遣するプログラムを開発するととともに、外国から学生受け入れ、教員を積極的に招聘しようとする動きがあります。また、個別教育テーマとして、たとえば「新文明と地球社会」、「東アジア共同体学」、「近代政治学」、「ネットワーク国家」、「国際機構」などがあります。

第3に、新しい教育科目が開発されている点です。たとえば、情報化、ジェンダー問題、環境、エネルギー外交、国際的なネゴシエーション、テロ、ガバナンスとリーダーシップなどの問題を政治学の立場から論ずる一連の科目が開設されるようになっています。

第4に、政治学教育の対象の変化ということです。政治学教育の主たる対象は社会科学部学生ですが、法学専門大学院制度の導入に伴い、社会科学部の学生の中にもロースクールへの進学を希望する学生が一定数出てきております。そこで、こうした学生に対して政治学教育を実施する場合、難しい点が少なくありません。たとえば、法学専門大学院への進学を希望する社会科学部の学生にとって、政治学の専門教育を受けることは法学専門大学院へ進学する上で直接的に有利に働くわけではないという意識が生まれ、学習上のモチベーションが低下する傾向にあるからです。こうした状況を打開する方法として、専門的に学んだ政治学の知識は、将来ロースクールに進学して弁護士になった場合でも、他の弁護士にはできない分野、たとえばパブリックセクターにおいて活躍することも可能であり、決して無駄にはならないということを説いているところです。

第5に、政治学の教員だけの問題ではありませんが、韓国のほとんどの 大学で教員の研究業績と教育に対する評価制度が導入され、教育・研究の 質を高める努力がなされております。この点についてももう少しお話しし たいところですが、時間の関係もありますので 私の報告は以上で終わら せていただきまして、討論のときにいろいろな点を補足したいと思います。

【司会】 ありがとうございました。

ここからディスカッションということですけれども、ディスカッサントとして新潟大学からは加藤智章法学部長、仁荷大学側からはキム・レンフォ 国際センター長にお願いしております。

それでは、まず、加藤法学部長のほうからお願いします。

【加藤】 キム先生、どうもありがとうございました。

法科大学院設置後の学部法学教育の現状と課題について、日本の現状を 簡単にお話ししたいと思います。

日本の場合、キム先生も言及されておりましたが、明治時代から法学部というものは法律学と政治学の分野から構成されておりました。法学部に課せられた使命というのは、従来、弁護士などの法曹養成ということだけではなく、公務員や民間企業等に就職する社会人の養成など多岐にわたるものでした。したがいまして、日本の場合、韓国とは異なり、法科大学院制度が法学部を存置したまま導入されましたので、今後の法学部の存在意義が問われておりますが、法科大学院制度を導入した後でも法学部が従来担ってきた使命のうち、少なくとも公務員の養成と民間企業に就職する社会人の育成ということがなお任務として残されています。

日本で法学部が残されたということは、韓国との比較で言うと、法学部教育がそれなりの評価を受けていたからだというわけでは必ずしもないように思います。新潟大学の場合、法科大学院を設置する前には、法学部の専任教員数は60名、入学定員は240名でした。法科大学院を設置した結果、簡単に言いますと、法科大学院の専任教員数が約30名、法学部の専任教員数は約30名という形になりました。法学部の入学定員も240名から

180名になりました。法科大学院の入学定員は60名です。要するに、法科大学院を設置した大学に法学部は残ったものの、教員と学生の数は減ったということになります。これはおそらく日本の法学部全体が抱えている問題ですが、法科大学院が設置された結果、従来の法学部の教育内容・体制を維持するということはなかなか難しくなっています。新潟大学では、法科大学院の設置に伴って法学部のカリキュラムを改編いたしました。ただ、この結果、法律基本科目を削減したり、教育内容を変更いたしましたので、公務員志望学生、あるいは司法書士や裁判所職員等の法律関連職志望の学生を中心として、不満が強く出されるようになっております。

新司法試験の合格率が当初想定されていた数値よりも低いということが明らかになるにつれて、法学部の志願者数も減少傾向にあります。2004年に法科大学院が設置され、現段階は少し落ち着いてきた時期ですが、あらためて法学部の存在意義が問われています。各大学法学部、特に法科大学院を設置した大学の法学部は、今後どのような人材を養成していくべきか、そのためにどのような教育を行っていくのか、他の人文・社会科学系学部とは異なるどのような特徴を打ち出して教育を行っていくのか。こうした問題を、そろそろ各大学で早急に検討すべき時期に来ているのだろうと思います。

全般的な話はこれぐらいにしまして、あとはご質問に対する回答の中で 補足したいと思います。ただ、私どもから1つお尋ねしたいのですが、社 会科学部というのは、韓国の大学においてかなりポピュラーな存在なので しょうか。

【キム・ヨンホ】 一言でお答えしますと、韓国において社会科学部はポピュラーな存在です。社会科学部は、1970年代に相次いで誕生いたしました。それまでは、政治学、社会学、心理学、人類学のような人文社会科学の分野を専門とする教員は、文理学部、英語で言いますとカレッジ・オブ・アーツ・アンド・サイエンスに所属していましたが、ソウル大学が70年代に文理学部を3つの学部に改編いたしました。まず、社会科学部です。

政治学、社会学、経済学、心理学、人類学、地理学のような分野を対象とする学部です。2つ目は、人文学部です。哲学、歴史学、韓国語、英語、ドイツ語などの言語に関する学問領域を対象とします。それから3つ目が自然科学部です。物理学、科学、生物学等の分野を対象とします。ソウル大学が行ったこのような改編にならって他のほとんどの大学も同様の学部再編を行いました。現在、韓国で政治学の教員が法政学部とか法経学部に所属している場合もありますが、それはきわめて希なことです。

【司会】 それでは、ディスカッサントの方にまずお話をいただきたいと 思います。

仁荷大学国際センター長のキム・レンフォ先生よろしくお願いいたします。

【キム・レンフォ】 私は、法学者ではございませんので、他の側面から お話ししたいと思います。

韓国は、従来、いわばエリートを国家試験によって選抜してきました。司法試験を通じて法曹を、行政高等試験を通じて国家公務員を、外務試験を通じて外交官をそれぞれ選抜してきたことがその例です。しかし、今回、法学専門大学院制度を導入して司法試験制度を廃止したことは、他の国家選抜試験にも影響を及ぼすだろうと思います。現に、最近、行政高等試験や外務試験制度改革の動きがあります。行政高等試験等の公務員試験に対する廃止論が一部から出ておりますが、法学専門大学院制度が機能すれば、将来的にはおそらくこうした試験は廃止されるだろうと思います。ロースクールの修了生が法曹資格を取得したまま公務員のパブリックセクターや企業の法務部門等で活躍することが一般化すると思います。

従来、韓国では、行政高等試験、日本で言いますと国家公務員試験に合格した者が、国家公務員のほとんどを占めるという状況が続いておりました。しかし、最近、政府のこうした政策に変化があらわれています。たとえば、本年に、情報通信部と民間組織であった放送委員会が統合されて「放送通信委員会」という国家機関が新しく誕生いたしました。この機関

は、日本で言いますと総務省のような役割を果たすものです。放送通信委員会は、民間人で組織されていた放送委員会を国家機関に統合したことから、旧放送委員会の職員の身分は国家公務員に変わりました。このことは、公務員制度に大きな影響を及ぼすできごとであり、多くの議論を呼び起こす結果となりましたが、おそらく、このできごとが、国家試験による国家公務員選抜制度の改正に向けたきっかけとなるのではないかと思われます。このような放送通信委員会方式は、ご存じのようにアメリカやイギリスでも見られるものです。以上のように、法学専門大学院制度の導入は、法曹、法律学、大学以外の分野にも大きな影響を与えつつあります。

次に、法学専門大学院を設置した大学は法学部を廃止することになるわけですが、この法学部の入学定員を大学全体でどのように活用するのかが、現在、大きな議論の対象となっております。たとえば、ソウル大学の場合には、法学部の入学定員を使って自由専攻学部という名前の新しい学部を設置しようとしています。この学部の特徴は、名称どおり特定の専攻にとらわれず、学生たちが自分の専攻を自由に選択できる点にあります。こうした制度はソウル大学の中では学生に一番人気の高い制度で、今年から始まったものです。また、ロースクールを設置した大学の中には、法学部の入学定員を使って新しい学部、たとえば、国際学部、グローバル経営学部、ファイナンス学部のような学部を設置しようとする動きがあります。

仁荷大学の場合にも、同じ悩みを抱えておりますが、法学部の入学定員の一部を使ってグローバル経営学部を設置しました。現在、残りの入学定員を使用して他の学部を設置する方向で検討が行われているところです。

以上のように、韓国では、ロースクール制度導入以後廃止が決まっている法学部の入学定員を使用して新しい学部を設置するか、既存の学部に振り分ける動きがあり、今後、このような動きがどのような形で展開するかが注目されるところだと思います。

次に、ロースクール制度の導入が韓国の大学システムと深くかかわりが あるということを指摘したいと思います。現在、韓国の大学は、専門化を 図る傾向があります。韓国のロースクールの名称も法学専門大学院です。

今年、韓国では法学専門大学院よりも一足早く医学専門大学院制度が創設されました。従来の医学部がメディカルスクール、医学専門大学院に転換することになります。これも非常に興味深いことです。なぜなら、法学部と医学部は、韓国で一番志願倍率が高く、一番優秀な学生が行く学部であるにもかかわらず、両学部がすべて専門大学院制度に変化することになるからです。したがいまして、今、学部では比較的自由な教育が行えるようにしつつ、法律学や医学のような分野は専門大学院で教育がなされるという体制に変わろうとしているのです。

仁荷大学でも、すでに5つの専門大学院を設置いたしました。来年から開設される法学専門大学院に加えて、医学専門大学院、物流専門大学院、情報通信専門大学院、そして経営専門大学院です。これ以外にも新しい専門大学院、たとえばデザイン専門大学院や薬学専門大学院の設置を検討しております。要約しますと、韓国では、重要な分野が専門大学院体制に移行し、その過程の中で法学専門大学院も創設されたと言うことができると思います。したがいまして、ロースクール制度の創設は、韓国全体の高等教育システムの変化と深くかかわりがあるという点を指摘したいと思います。このような変化の中で、ロースクールの将来的な方向性、成果について我々は注目しているところです。

【司会】 ありがとうございました。

これまでの基調報告、それからディスカッサントの方々のご報告を踏ま えまして、ご質問やご意見ございませんでしょうか。

【鯰越】 今の両方のお話、前半・後半をうかがいまして、2点質問します。日本で法学部を残した大きな理由は、法学部の役割の中に公務員の養成ということがかなりの部分を占めてきたことにあると思いますが、韓国の場合には公務員の養成というのは主として社会科学部で行ってきたという位置づけなのでしょうか。法学部は公務員の養成という役割は担ってこなかったのでしょうか。それが第1の質問です。

【キム・ヨンホ】 韓国の法学部も日本と同じように、法曹の養成だけでなく公務員の養成にも寄与してまいりました。これまで政治学や社会科学の課程を履修した学生の中で、法曹になる比率は低かったのですが、行政試験を通じて公務員になる割合は高かったわけです。

先ほどの報告の中では、時間の都合上、申し上げることができませんでしたが、社会科学部や法学部以外にも行政学部という学部あるいは行政学科がありますが、1960年代以後、これらの学部が独自の役割を果たしてきており、もちろん公務員の養成にも寄与してきたと思います。

現在、法学専門大学院を設置しなかった大学の中には、公務員の養成に力を入れ始めている大学、学部があります。今後、この分野で新しい競争体制が生まれてくるものと予想しています。

【鯰越】 ありがとうございました。

もう1つの質問ですが、公務員には一般行政職と言われるものと、いわば司法関連の公務員職があります。司法関連の公務員職というのは、たとえば警察官、裁判所職員、検察事務官、刑務官などです。韓国では、こうした司法関連公務員や司法書士、弁護士事務所の職員というような、司法にかかわる人材をどこが養成してきたのでしょうか、また、今後、どこが養成するのでしょうか。

【キム・ミンバエ】 司法関連の公務員等については、養成対象というよりは試験を通じて取得する資格だと言えるのではないかと思います。一般的には、司法試験合格者をそれほど輩出できない法学部や社会科学系の学部出身者が、こうした司法関連の公務員等になる場合が多いと言えるかもしれません。

【鯰越】 ありがとうございました。

【加藤】 ちょっとそれに関連して、質問があります。法学専門大学院を設置しない大学が、法学部をそのまま存続させるというように決定した理由というのはどのようなものでしょうか。どういう理由で法学部を残すということにしたのでしょうか。逆に言いますと、法科大学院を設置しなか

った理由はどのようなものでしょうか。

【ソ】 作れないんです。認可されなかったので。

【加藤】 では、法学部がある大学はすべて、法学専門大学院の設置を申請したという、そういう理解でいいのでしょうか。

【ソ】 法学部を有するほとんどの大学が申請しましたが、認可されなかった大学が少なくありませんでした。こうした大学は、既存の体制のまま残っている状態です。これからどうなるかはわかりません。

【本間】 法学専門大学院を設置しなかったか、あるいは設置できなかった法学部、つまり法学部として残ったところは、どのような法学教育を今後やるのでしょうか。

【キム・ミンバエ】 法学専門大学院が設置されなかった大学の将来計画 としては2つのタイプがあると思います。まず1つは、法学部を別な名称 の学部、たとえば、警察法学部、地方自治法学部という名称の学部に改組 しようとする大学です。もう一つのタイプは、今後、韓国政府により決定 された法学専門大学院の入学総定員が増加するとの見込みのもとに、引き 続き法学専門大学院の設置準備を行う大学です。

【沢田】 日本の場合には、新司法試験を受験する資格を得るためには、 原則として法科大学院を修了しなければいけませんが、韓国ではどうでしょうか。日本の予備試験制度のようなものはお考えなのでしょうか。やは り法学専門大学院を修了しないと弁護士試験は受験できないということで しょうか。

【キム・ミンバエ】 そのとおりです。日本の予備試験のような制度は想定されておりません。

【沢田】 日本で今、もう既に現実に表面化している問題は、新司法試験に法科大学院修了後5年以内で3回の受験回数制限がありますので、3回受験したけれども合格しなかったという人が大量に誕生してしまう可能性があるということです。こうした人たちの就職問題は、法科大学院制度に内在している深刻な問題の一つです。先ほど、韓国では、法学専門大学院

制度の導入が国家公務員の選抜方法にも影響を与え、法学専門大学院修了者が法曹資格を取得した上で公務員となるという趣旨のお話があったと思いますけれども、その場合、やはり法曹資格を取得していることが前提であって、法学専門大学院を修了しただけでは国家公務員には採用されないということでしょうか。

【キム・インホェ】 国家公務員としての採用は弁護士試験合格者を対象 にしたものです。

【沢田】 先ほどのお話ですと、現在は弁護士試験の合格率は70~80% に想定されているものの最終的には50%程度となるのではないかということですね。そうしますと、日本よりは割合は少ないかしれませんが、韓国でも、法学専門大学院は修了したものの弁護士試験には結局合格できなかったという人がたくさん出てくると思うのです。そういう人たちはどのような方向に進んでいくと想定していらっしゃるでしょうか。

【キム・ヨンホ】 私の想像でお話しします。報告を準備する過程でわかったことですが、日本では、制度設計の段階から、新司法試験に合格できなかった者がいわば「社会的浪人」になってしまうことに対する憂慮があるように思います。韓国でも同じようなジレンマがあるかと思います。弁護士試験に合格しなかった者が社会的浪人にならないようにするためにどのような方法があるかという点について韓国も悩んでいるところです。

現在、韓国では年間に1,000名ぐらいの法曹が輩出されますが、今後は 少なくとも年間1,500名程度にまで増員すべきであるとされています。し かしながら、先ほど弁護士試験の最終的な合格率は50%程度ではないか と申し上げましたが、これは固定した数字ではありません。

いずれにしましても重要なことは、質の高い入学者を確保することだと 思います。資質のない者は、法曹への道を早い段階で断念して他の道を探 すべきでしょうが、たとえば、留学して法律学についての研究者をめざす 者も出てくるでしょうし、政治を指向して政治家になる者も出てくるでしょう。 むしろ私が日本の先生たちにご質問したいことは、新司法試験不合格者 に対してどのような教育ないし指導をしていらっしゃるかという点です。 この点について教えていただければ助かります。

【本間】 日本では不合格者――つまり、法科大学院修了後5年で3回という新司法試験の受験チャンスが制限されていますので、そのチャンスを使い果たして法曹になれなかった者は、一般的には、自主的に別な職域に進みます。たとえば、銀行等の民間企業、裁判所事務官、地方自治体の職員等の公務員、あるいはジャーナリスト等として就職します。つまり、法曹への道を断念する者です。それから、もう1つのタイプは、再度、別なロースクールに入り直す者です。これが問題化しつつあります。

それから、ロースクールに入ったけれども適性がないというように我々が考える学生に対しては、進路の変更を考えるように直接言います。そういう学生はロースクールをやめていきます。

また、日本では、法科大学院修了者に法務博士という学位が授与されます。現在では、この学位を取得したものの法曹になれなかった者に対する社会的評価がまだ定まっていないわけですが、今後、そういった人たちが企業等で採用された場合に極めて重要な戦力になるというように企業等が認めてくれた場合は、いろいろな職域に進む道が出てくるものと思われます。

【ソ】 学位は修士じゃないんですか。

【本間】 日本の場合は博士の学位です。

【キム・ミンバエ】 話題が少し異なりますが、韓国では、法学専門大学 院修了者のうち成績優秀者には弁護士試験を受験することなく自動的に弁 護士の資格を与えようという議論が一部ありました。ただし、これはあくまで少数意見にとどまっています。

【宮城】 修了して、まだ司法試験に合格していない人に対する支援ということに関し、琉球大学や沖縄の例を少し紹介したいと思います。

まず、学生が希望すれば、法務学修生という肩書で大学に残って自習を

したり、施設を利用するということが可能です。それを新しい制度としてつくりました。ほかの支援としては、地元の企業、具体的には銀行なのですけれども、地方銀行にお願いして修了生3名を勉強もできるような形で採用してもらったという例があります。銀行の中に自習室も用意してもらって、与えられた仕事をこなせば、それ以外の時間は勉強ができる、給料もそれなりに出るというような形での採用です。そこに昨年3名の修了生が採用され、そのうち1名が今年の新司法試験に合格しました。

もう1点は、法務学修生として残った修了生の中でも、昨年は2名の修了生が個人的に私に勉強を見てくれということで、週に1回、ゼミを開いていました。その学生2名のうち1名は今年の新司法試験に合格しました。その修了生は合格した後、ほかの先生から「あなたが受かると思わなかったよ」と言われたそうですが、私は、教員が、ちゃんとした指導をし、本人がその指導に基づいて必要十分な勉強をすれば特別優秀な学生でなくても新司法試験に合格する力はつくのではないかと思います。もう1名は、新司法試験に合格する力はあったのですが、多分、本人が試験本番で失敗したと感じたからだと思いますが、すぐ直後に沖縄県の公務員試験を受けて合格しています。公務員試験の準備はしていなかったのに、厳しい倍率の公務員試験に合格しており、法科大学院でちゃんと勉強した人は、ほかの面でも能力を発揮できるのではないかと思っています。

【キム・インホェ】 私からちょっとつけ加えさせていただきます。

韓国の法学専門大学院制度の導入に際して1つのキーポイントが、弁護士試験の合格率が70~80%になるということだったと思います。法学専門大学院の3年課程の中で、自分自身で適性がないとして進路変更する場合もあるかと思います。

しかし、弁護士試験の不合格者が多数になって、それが社会問題化する ということは、制度設計の段階では想定していなかった点であるというこ とです。不合格者が多く出ることが問題だとされるということは、逆に言 いますと、法学専門大学院における教育そのものが弁護士試験に従属する 形になってしまうということになります。私は、弁護士試験の70~80% の合格率ということは、社会的な合意だと考えています。

昨年末の法学専門大学院における入学総定員を決定する段階で、社会的に大きな議論になったことがあります。最初は1,500名の入学総定員でしたが、これが大きな議論になって、1カ月後には2,000名になりました。このように入学総定員について非常に高い社会的関心があったということは、弁護士試験の合格率70~80%を前提としたうえで、入学総定員に関心を持ったのではないかと私は思います。

【リー】 先ほど、私が、弁護士試験について最終的に50%の合格率になるという発言をしました。その趣旨は、最初の年は70~80%が合格することは確かでしょうが、初回の試験で合格しなかった者が2回目、3回目と受験することになりますので、合格者数の増員が図られない限り最終的には50%程度になるということにあります。数年後の合格者数をどの程度に設定するかについては、未だ社会的な合意は形成されておりません。

一般化することはできませんが、仁荷大学の入学者選抜、いま書類審査の段階ですが、志願者の中に一定の資格、たとえば薬剤師、税理士、弁理士、医師、公認会計士などの資格を持っている人が非常に多いということ言えます。こうした資格を有する社会人の場合には、弁護士試験に合格しなかったとしても仕事ができるわけですから、それほど大きな問題にはならないと思います。

日本の場合、志願者層の現状はどうなっているか説明いただけますでしょうか。

【本間】 日本の制度では、韓国もそうだと思いますが、社会人では、有職のまま法科大学院に入学する場合と、社会人経験を生かして職を辞して入学する場合と2通りありますが、こうした社会人を法律学以外の学問分野を専攻した者と併せて入学定員の30%をめどとして入学させることが目標として設定されています。

働きながら学べるロースクールは、日本では現在、2校しかありません。

新潟大学の場合もそうですが、その他の法科大学院はすべて、職を辞した 社会人または休職した社会人を受け入れています。法科大学院を設置した 2004年の志願者の中には、いろいろな職業を経験した人が多かったわけ ですが、その後は社会人の志願者は全国的に減少しております。。

新潟大学の場合ですと、たとえば、歯科医、主婦、税理士、薬剤師、銀行員、公務員、さらには定年退職した人もいます。

【宮城】 琉球大学の場合は、社会人経験者の割合はかなり多いのですけれども、資格を持っているということでは、最初の2年間は1名ずつ、医師の資格を持っている人が入ってきました。そのうち1名は、意思の仕事もある程度しながら法科大学院に通っていました。ほかには公認会計士の資格を持っている人が入ってきましたけれども、ほかでちゃんと収入を得ている人は、よほどのモチベーションがないと、なかなか伸びないなというふうに感じています。やはり法科大学院の授業は厳しいですし、法学的な思考になじめなかったからだと思いますが、公認会計士の人は早めにやめてしまいました。お医者さん2名もまだ合格していません。個人的な感想ですが、他の資格という逃げ道があると、よほどモチベーションがないと、なかなか続かないし、伸びないのかなと感じています。。

【ソ】 お医者さんは修了しているんですか。

【宮城】 はい。2名とも修了しましたけれども、まだ合格していません。 【キム・ヨンホ】 まず、宮城先生に質問したいのですが、先ほど、法科 大学院修了生に対する支援策についてお話がありました。地元の企業が3 名の修了生を受け入れたというお話しでしたが、こうした支援策は他の地 域でも行われているのでしょうか、それとも沖縄だけのことなのでしょう か。

次に、中川参事官に対しての質問です。司法試験不合格者問題は大きな 社会問題だろうと思いますが、法務省レベルでこの問題について何か対策 を考えていらっしゃるのでしょうか。

【宮城】 それでは、まず私からお答えします。

企業が救済したという例は、沖縄でもまだ1つの企業しかやってくれていません。ほかの地域のことはわかりませんけれども、なかなか簡単に実現することではないと思います。協力してくれた銀行は、私が所属している法律事務所の所長が顧問弁護士をしていて、頭取が人材育成についてとても熱心な人なので、それでうちの所長弁護士が説得し、了解してくれたという経緯があります。法務部がある企業などが法科大学院修了生を採用してくれた例はいくつもありますが、新司法試験の勉強を支援するという形での救済策についてはその1例があるだけです。

【中川】 ご質問を受けましたので、その点も含めて、今の日本における 法科大学院の問題点と、それについての今後の対応策ということで、今ど んなことを検討しているかをお伝えしたいと思います。

日本の場合には、法曹人口が年間3,000人になるという前提で法科大学院制度が導入されましたが、そのときは残念ながら韓国とは違って、入学定員については全くフリーでありました。要するに、何も制限がなかったということです。しかし、一方で、司法制度改革審議会意見書は、法科大学院で厳格な成績評価、修了認定を行なうことを前提に修了生の7~8割が司法試験に合格できるような教育内容にすべきであるという提言を行いました。

実際に法科大学院が74校できて、入学総定員数も今、5,800名にものぼるということですので、当初から司法試験合格率がやはり低下するということは当然予測できたことでした。ただ、それに対して総入学定員に何も縛りをかけなかったということは、要するに、法科大学院の設置を申請した大学の中で司法試験合格率がもし低いような大学院が出てくることになれば、こうした大学院は市場で淘汰されるだろう、ある意味で法科大学院間で競争をするということを前提に許容していたということになります。

実際に3回の新司法試験が行われましたが、やはり合格率の高い大学院がある一方で、ことし合格者が1人も出なかった大学院が3校あるということで、大学院間でかなり合格率にばらつきが出ています。そして、問題

点としては、法科大学院修了生の質というものについてもやはり疑問を投 げかけられている状況です。

そこで、現在、これは文部科学省の中央教育審議会というところで、法 科大学院教育の全般的な見直しが行われていますが、そこでの改善方策と しては、やはり新司法試験の合格率が著しく低いような大学院に対して、 定員の見直し、あるいは大学院間の統合というものを検討することが求め ています。

先ほどのお話しですと、韓国では、法学専門大学院の入学総定員は今のところ2,000名であり、司法試験の合格率が7~8割に想定されているとのことですが、実際にこうした目標数値を達成できるのかどうかという点については、おそらく試験を実施してみないとわかりませんので確約はできないのだろうと思います。仮にこうした7~8割という目標数値が保証されないということになるのであれば、やはり日本と同じような現象が起こり得るだろうと思います。

日本の場合、新司法試験は法科大学院の教育内容を踏まえたものとする ということが法律にも書かれています。実際の試験問題の作成、それから 採点に当たっても、法科大学院の先生と実務家が共同して行っていますの で、今のところは法科大学院の教育内容と司法試験の中身は関連性がある というように言われていますが、これから韓国で行われる弁護士試験の出 題が、法学専門大学院の教育内容を踏まえたものになるのかどうか、その 出題の仕方によってはやはり合格率にも影響してくるのだろうと思います。

次に、先ほどご質問がありました不合格者の対策という点ですが、それ 以前に、現在は3,000名に新司法試験合格者を増やしていくという前提に 対して、急激な弁護士の増加に伴い弁護士の需要がそこまではないのでは ないかという議論が日本にあります。3,000名を目指すという前提は、法 曹の需要が今後ますます拡大するであろうという予測のもとに設定された わけですが、現時点では弁護士が職域として経済界、それから公務員の世 界に広がっているとはまだまだ言えない状況があります。そこで、新司法 試験合格者が経済界や公務員の世界などいろいろな分野にもっと入っていけるようにということで、経済界と意見交換をしたり、あるいは公務員の関係する省庁、関係機関と現在協議を始めているところです。

不合格者に対する経済界の受けとめ方ですが、司法試験の合格率がこれまでに比べれば、それでもかなり上がったわけですから、それでも合格しなかった人材について、あまり欲しがっていないというのが正直な感想です。法務省として不合格者対策に取り組める段階ではありませんが、この問題は、いずれにしても法務博士という学位を取得させたということに対して、社会が今後どのような評価をしていくかという1点にかかわっていると思います。

最後に、いずれにしましても最終的には法曹を養成していくということは韓国においても日本においても同じでありますので、そういう意味では日本もそうですけれども、研究者の方々とそれから実務家が協力関係になければ、これはいい制度にはならないと思います。そういう意味では、韓国においても関係する機関の協力というものが必要不可欠だろうと思いますので、その点を一言最後に申し上げたいと思います。

【司会】 まだまだ議論すべき問題が残されているかと存じますが、残念 ながら予定の時間を若干過ぎております。

最後に、加藤法学部長から閉会のご挨拶をお願いいたします。

【加藤】 本日は、法曹養成教育の現状と課題ということで、日韓のシンポジウムを開催させていただきました。とても有益な内容であったかと存じます。お疲れさまでした。

さて、今年の3月にわれわれが仁荷大学にうかがい、今回、仁荷大学の 先生方に来ていただいて、初めて「交流」という言葉が完成したかなと思 います。これを機に、今後も、仁荷大学社会科学部、同法学専門大学院と、 われわれ法学部、法科大学院との交流を、教員ばかりでなく学生も含めて 進めていきたいと思います。

最後に、仁荷大学の法学専門大学院、それからソさんが所属する釜山大

学の法学専門大学院の成功を心から願って、ご挨拶に代えさせていただき ます。どうもありがとうございました。

【キム・ミンバエ】 仁荷大学側から最後に一言申し上げたいと思います。 きょうのシンポジウムが成功裏に終わったことをうれしく思います。来 年3月の本学の法学専門大学院の開設を記念して、姉妹大学を中心とした 国際セミナー開催したいと考えております。開設式典や記念セミナーにつ きまして、本間研究科長、加藤学部長以下ほかの先生方にもご参加いただ ければと思っております。来年にまた仁荷大学でお目にかかることを楽し みにしております。

【司会】 どうもありがとうございました。

きょうは長時間にわたり、大変有意義なシンポジウムになったかと存じます。特に通訳のソ先生にはお世話になりました。ありがとうございました。 それでは、これにて閉会とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。